

九戸村公共交通運行継続支援金のご案内

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者減少など大きな影響を受けている交通事業者に対して、事業運営の継続に向けた支援を行います。

2 対象者

① 令和2年9月1日現在、九戸村内に事業所または営業所を置く路線バス、貸切バス及びタクシー事業者で、今後も事業を継続する意思がある者

ア 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）

※ただし、暴力団等に関与がないことが要件となります。

② 令和2年4月から9月までのいずれか一月の売上高が、前年同期間と比較して20%以上減少している者

3 支援額

村内の事業所又は営業所に配置する事業用自動車に対し、以下の金額を支援します。

支援対象者	支給額
路線バス事業者	1台あたり 10万円
貸切バス事業者	
タクシー事業者	1台あたり 5万円

4 申請手続

(1) 申請書類

① 九戸村公共交通運行継続支援金交付申請書（様式第1号）

※詳しくは「記載例」をご覧ください。

② 平成31年4月から令和元年9月までの売上高が確認できる書類

③ 令和2年4月から同年9月までの売上高が確認できる書類

④ 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証するもの

⑤ 九戸村内に事業所を有していることを証するもの（村内に事業所がない場合には村内に営業所があることを証するもの）

⑥ 村内を営業区域に含む営業所に配置し、実在する事業用自動車両数を証するもの

⑦ 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し（個人タクシー事業者のみ）

(2) 申請受付期間

令和2年10月1日（木）～令和2年12月28日（月）

(3) 申請方法

(1)の申請書類を郵送又は持参により、九戸村役場総務企画課地域振興班に提出
〔宛先〕〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第11地割10番地6
九戸村役場 総務企画課 地域振興班 公共交通担当 宛

※送料は、申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記載してください。

5 Q&A

Q. 支援金の使途に制限はありますか？

A. ありません。

Q. 支援金は課税対象になりますか？

A. 支援金は、税務上は益金（個人事業者の場合は総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。

Q. 申請の流れを教えてください。

A. 【申請者】申請書の提出→【九戸村】審査・交付決定通知の送付→【九戸村】支援金の支給

Q. 「商工業者への給付金」や「商工業者への家賃補助」などの補助を受けていても対象となりますか？

A. 対象となります。なお、本事業は、1事業者あたり1回までの申請となっています。

【問い合わせ先】

九戸村役場総務企画課地域振興班（公共交通担当）

- ・電話：0195-42-2111（平日 午前8時30分～午後5時15分）
- ・FAX：0195-41-1005
- ・メール：soumukikaku@vill.kunohe.iwate.jp